

## 川崎市上下水道局告示第18号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

### 1 開始年月日

令和8年3月31日

### 2 終末処理場の位置及び名称

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 川崎区塩浜3丁目17番1号  | 入江崎水処理センター |
| (2) 幸区南加瀬4丁目40番22号 | 加瀬水処理センター  |
| (3) 中原区宮内3丁目22番1号  | 等々力水処理センター |
| (4) 麻生区上麻生6丁目15番1号 | 麻生水処理センター  |

### 3 排除施設の方法

- (1) 合流式
- (2) 分流式

### 4 区域

- (1) 合流式（入江崎水処理センター）  
幸区戸手4丁目の一部
- (2) 分流式（加瀬水処理センター）  
中原区井田3丁目の一部
- (3) 分流式（等々力水処理センター）  
中原区宮内2丁目の一部  
中原区宮内4丁目の一部  
中原区上小田中2丁目の一部

高津区坂戸 2 丁目の一部

高津区久地 1 丁目の一部

宮前区東有馬 4 丁目の一部

宮前区東有馬 5 丁目の一部

宮前区馬絹 4 丁目の一部

多摩区生田 7 丁目の一部

多摩区生田 8 丁目の一部

多摩区西生田 2 丁目の一部

多摩区西生田 3 丁目の一部

多摩区西生田 4 丁目の一部

多摩区東三田 2 丁目の一部

多摩区宿河原 6 丁目の一部

多摩区中野島 3 丁目の一部

多摩区中野島 6 丁目の一部

多摩区登戸の一部

多摩区菅 3 丁目の一部

多摩区菅 5 丁目の一部

多摩区菅城下の一部

多摩区菅野戸呂の一部

多摩区菅馬場 1 丁目の一部

多摩区柘形 2 丁目の一部

多摩区長沢 1 丁目の一部

多摩区長沢 3 丁目の一部

多摩区長沢 4 丁目の一部

多摩区南生田 4 丁目の一部

麻生区高石 2 丁目の一部

麻生区東百合丘 1 丁目の一部

(3) 分流式 (麻生水処理センター)

麻生区黒川の一部

麻生区岡上の一部

麻生区上麻生 5 丁目の一部

麻生区下麻生 1 丁目の一部

麻生区下麻生 2 丁目の一部

麻生区王禅寺の一部

麻生区片平の一部

麻生区片平 3 丁目の一部

麻生区片平 4 丁目の一部

麻生区片平 5 丁目の一部

麻生区上麻生 6 丁目の一部

麻生区五カ田 3 丁目の一部

麻生区下麻生 3 丁目の一部

5 縦覧

(1) 開始日

令和 8 年 3 月 3 1 日

(2) 場所

川崎市上下水道局南部下水道事務所

川崎市上下水道局中部下水道事務所

川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所

川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所